

論 説

フランスにおける「労働組合権」と「結社の自由」(2)

大 和 田 敏 太

はじめに

第1章 結社 (association) の一分枝としての労働組合 (syndicat)

——その実態と理論

(1) 実態：労働組合（1884年法）と結社（1901年法）の混在

- ① 労働組合規約届出義務
- ② 企業内労働組合支部の法的性格
- ③ 失業者・退職者の労働組合組織
- ④ 使用者組織
- ⑤ 看護婦調整委員会

(2) 学説における「労働組合」と「結社」

第2章 現行立法制度における「労働組合権」

——「結社の自由」との関連から

(1) 現行立法制度における「労働組合」の地位

(2) 労働法典による「規約届出主義」と「組合の自由」の空隙

(3) 労働法典における「労働組合」の概念と地位

- ① 「労働組合」の概念
- ② 労働協約当事者
- ③ 労働組合構成員

(以上39号)

第3章 判例における「労働組合」の地位

(1) 「結社の自由」法認期の「労働組合の自由」

——1901年法制定に前後する時期の判例

- ① 「結社の自由」不存在の時期（1901年法以前）における、1884年法の意義
- ② 1901年法以降における、1884年法と1901年法の関係

(2) 「労働組合権」と「結社の自由」との接着

——1950年代以降・1970-80年代を中心とする時期の判例

- ① 法人格理論の展開
- ② 「規約届出主義」と法人格問題

③ 企業内労働組合支部の団体的性格

(以上本号)

第4章 「労働組合権」の歴史的生成と「結社の自由」

第3章 判例における「労働組合」の地位

<27> 第2章において、「(労働組合) 規約届出主義」と「結社の自由」との間の「空隙」、あるいは「労働法典における労働組合」と「非届出労働組合」との間の「空隙」について言及し、その「空隙」を埋める機能が、判例により担われたことを指摘した。ところで、この「空隙」は、本源的には、「労働組合」が「結社 association」に内包されるカテゴリーであるにもかかわらず、ある局面においては、(1884年法・労働法典における)「労働組合権」が(1901年法・憲法における)「結社の自由」と齟齬をきたしているという事情から、現出したものであった。したがって、判例が埋めるべく機能した「空隙」も、(1884年法・労働法典における)「労働組合権」と(1901年法・憲法における)「結社の自由」との間の「空隙」に他ならなかったのであり、その意味で、判例は、「労働組合権」と「結社の自由」とを接着する役割を果たしたのであった。

本章では、このような機能を担った判例動向の分析を課題とするが、その対象については、主として以下の二つの時期の判例をとりあげることとする。特定の時期の判例に限定したが、それぞれの時期の判例は、特有の状況のもとで、「労働組合権」と「結社の自由」の相互関係の一典型を浮き彫りにしている。

(i) 1901年法制定に前後する時期

この時期は、「結社の自由」一般の不存在の状況から、「結社の自由」の確認(1901年法)という画期に跨っているが、そこでの、判例における「労働組合の自由」(1884年法)の意義と解釈の展開は、「結社の自由」の理念やその法認(1901年法)との緊張関係をはらまざるをえなかった。この時期の判例の分析により、「労働組合権」と「結社の自由」との間の原初的相互関係の形成、「労働組合権」と「結社の自由」との間の「空隙」現出の歴史的背景を確認する。

(ii) 1950年代以降・1970-80年代を中心とする時期

労働組合権の憲法的保障（1946年）を背景に、労働組合権の制度的保障が確立するとともに、法人格理論の転換を機に、「労働法典における労働組合」（労働組合権）と「非届出労働組合」（結社の自由）をめぐる判例理論が、著しい展開をみせる時期であり、判例が「労働組合権」と「結社の自由」とを接着する役割を果たしたことを追跡する。この時期の判例の変遷は、同時に、*sindicat* 概念の契約論的構成と制度論的構成の交錯の反映でもあったが、この点の検討は、本稿では、省かざるをえなかった。

以下の叙述においては、判決例の引用と紹介を中心に据えて、立論を進めるることとする⁽¹⁾。

(註)

(1) 一部の判決は、Sirey 誌の編年別改定版 (*Recueil général des lois et des arrêts refondue d'après l'ordre chronologique*) によったが、通常参照される Sirey 誌 (*Recueil périodique des lois et arrêts de Sirey*) との混同を避けるため、前者の Sirey を「(S)」と、後者の *Recueil Sirey* を一般的略式どおり「S.」と表記した。

(1) 「結社の自由」法認期の「労働組合の自由」

——1901年法制定に前後する時期の判例

① 「結社の自由」不存在の時期(1901年法以前)における、1884年法の意義
 <28> 1884年法が、「職業組合の自由」という理念と形態により、「労働組合の自由」を承認した時、一般的な「結社の自由」は不存在であった。このような変則的な事態は、1901年法制定により解消されたが、かかる事情は、「労働組合」の概念とその地位に影響を及ぼさざるをえなかった。それは、「職業組合」概念の拡張と1884年法の限定的解釈という、相反する二つの要請として現れた。この点にこそ、この時期の1884年法の意義があると言えよう。以下、その具体例を挙げながら、「結社の自由」不存在期の「労働組合の自由」の特

徴について、概観する。

＜29＞ まず、第一に指摘されるべき特徴は、一般的な「結社の自由」の不存在という条件は、非「職業組合」的組織が、その法的存在と合法的活動を獲得するために、1884年法を援用するという必然的な成行きをもたらしたことである。この非「職業組合」的組織は、1884年法を隠れ蓑にして、syndicat に偽装して合法的に存在しようとし、あるいは、「職業組合」に認められた「經濟的、工業的、商業的および農業的利益の研究と擁護」⁽¹⁾という合法的活動を自任しようとした。

＜破毀院刑事部1893年2月18日判決＞⁽²⁾

織維業において設立された「職業組合」が、その会議において、信仰団体の設立、政治的・宗教的雑誌の配布方法、ローマ巡礼の奨励などを討議し、実際には、「政治的・宗教的団体」にすぎないとされた。結局、「(職業組合の目的および構成員を限定する)規定は、絶対的である」から、本件の「職業組合」は、正規に設立されておらず、自称「職業組合」役員への罰金刑とその解散が是認された。

＜ヴィルヌーヴ・シュル・ロット輕罪裁判所1892年6月29日判決＞⁽³⁾

農工組合 (syndicat agricole et industriel) が、実際には、構成員に娯楽や宗教的講話を提供する「カトリック・サークル」であると判示された。判決は、この「職業組合」の設立者は、「カトリック・サークル」設立の許可を得ることが困難であるために、1884年法の自由主義的条項を利用したと断じ、罰金刑および解散を宣告した。

＜アルビ輕罪裁判所1898年4月9日判決＞⁽⁴⁾

鉱山労働者の組合が、政治的機関誌に資金援助し、議会選挙運動資金を提供し、政治集会のために組合事務所を利用させたことなどは、1884年法の掲げる職業組合の目的を逸脱しており、「政治的結社」であるとして、罰金刑および解散が宣告された。

これら三判決はいずれも、宗教的あるいは政治的団体が、「職業組合」を潜称し、1884年法を活用しようとするものであった。「結社の自由」が承認される基盤が確立していなかった状況においては、非「職業団体」的組織にたい

しては、1884年法の適用は厳しく制限されなければならなかった。「結社の自由」抑圧政策にたいする脱法的行為を放置できなかつたからである。そこでは、1884年法は、「結社の自由」という根源的な「自由」の原理とは衝突し、それを否定する役割を果たさざるをえないのであつて、1884年法の制定過程において賞賛されたその「自由主義的性格」とは隔絶していた。その意味では、1884年法の運用は、「結社の自由」と対抗関係にあり、同法が承認した「労働組合の自由」は、「結社の自由」とは異質の次元に位置づけられる原理であったと言えなくもない。しかし、このような制限的な1884年法解釈は、非「職業団体」的組織だけでなく、「職業団体」自身にも向けられていたことは、1884年法による、非「職業団体」的組織の拒否（「結社の自由」の否定）という事実を過大評価することを阻むものもある。

＜30＞ この1884年法の制限的解釈の問題は、自由業と公務員という職業組合の構成員の範囲をめぐって最も先鋭化したが、特に自由業に関しては、判例は動搖的である。「結社の自由」不存在のもとで、「労働組合の自由」を制限することの論理的困難さを物語っている。

＜破毀院刑事部1885年6月27日判決＞⁽⁵⁾

医師が、1884年法による職業組合を設立できるかどうか争われた事案である。1884年法は、その文言において絶対的であり、使用者にしろ、現業労働者あるいは賃労働者にしろ、工業、商業および農業に従事するものだけに適用され、他のすべてのものや他の職業は、除外されると判示され、医師は、1884年法を享受できないとされた。1884年法は、「経済的、工業的、商業的および農業的利益の研究と擁護」を目的とする「労働者および使用者の職業組合」の設立を認めたものであるとして、いわゆる「自由業」への1884年法の適用を拒否した先例的判決であるが、先例的価値は、余りないと言ってよい。医師以外の「自由業」には、本判決の論理をそのまま当てはめることはできなかつたからであり、そもそも一部の「自由業」には、職業組合設立の可能性さえ容認したからである。しかも、この判決を積極的に評価している解説⁽⁶⁾においても、本件の職業組合が、医師としての金銭的利益のために設立されたことは認めているように、自由業であつても、経済的利益を有することは否定できないから、前述

の要件の厳密な適用は困難でさえある。だからこそ、以下の判決例のように、同じ自由業である薬剤師や「自由教師」が、1884年法の職業組合を設立することを認められたのである。

＜トゥルーズ控訴院1886年10月28日判決＞⁽⁷⁾

薬剤師は、商人であるから、1884年法の掲げる「経済的利益」を有するとして、1884年法の適用が認められた。

＜セーヌ輕罪裁判所1890年3月10日判決・パリ控訴院1890年7月4日判決＞⁽⁸⁾

第一審では、1884年法享受のためには、「経済的利益」を有しておればよく、自由教師も、1884年法による職業組合を設立することができるとされた。その控訴審判決においては、本件組合は、多種多様な教師を含んでおり、職業組合設立の二要件「職業関連性・利益の共通性」に合致しないとして、組合役員に罰金刑を課した。結論として、自由教師の組合への1884年法の適用を否認したが、先の医師組合に関する破毀院判決の判旨に比べると、職業組合の設立の実質要件は、緩和されている。同じく自由業である「測量士」の職業組合に関する下記の判決も、同様の論理を採っている。

＜パリ控訴院1898年12月1日判決＞⁽⁹⁾

測量士は、自由業であるが、組合員が同一職業であること・組合員間の共通する職業的利益の存在という二要件を満たせば、1884年法の適用は可能であるとされた。

結局、自由業のうち、医師は、1892年11月30日法⁽¹⁰⁾により、1884年法の適用を特別に承認する必要はあったが、他の自由業における職業組合については、1884年法の解釈問題として解決した。

＜31＞ 構成員問題で最も困難であり、未解決のまま推移したのは、退職者と公務員である。

＜ボルドー民事裁判所1889年2月8日判決＞⁽¹¹⁾

本件では、「パン製造労働者組合」が、退職者により設立されたが、設立者は、もはや「パン製造労働者」ではないとして、第9条の適用により、罰金刑と組合の解散が命じられた。

<ボルドー控訴院1893年12月27日判決>⁽¹²⁾

職業組合は、職業活動に従事しているものだけから構成されるのであり、職業活動を終了したものは、職業に従事する組合員の間で設立された組合に加入することも、所属し続けることもできないのであるから、雇用の廃止を理由に解雇された電車従業員が、電車・馬車従業員の組合に所属し続けることはできないとされた。特に、これらの労働者が、組合役員であり続けることは、1884年法の明白な違反であるとして、罰金刑が課された⁽¹³⁾。

退職者の問題は、裁判例としては、少数であるが、1884年法の規定は、実態に即応しなくなっていた。そのため、すでに、1891年には、政府自身が、1884年法の手直しを公約し、第2条修正案を提案せざるをえなかった⁽¹⁴⁾。修正提案は、結局、日の目を見ず、1920年3月12日法が、「1年以上の在職者」にたいしてのみ退職後の組合員資格を承認したものの、前章でふれたように、退職者・失業者の組合組織問題として、今日まで、尾をひくことになっているのである。

他方、公務員問題は、一層複雑であり、当時の公務員の労働組合権問題については、主として第4章で対象とするが、本章では、1901年法以降の判例動向のなかで扱うこととする。

いずれにせよ、1884年法の制限的解釈が優勢であるなかで、このように、その制限的解釈が緩和されていったことの背景には、「結社の自由」自体は承認されていなかったとはいえる、その理念が「労働組合の自由」の外延を拡張させることになったとみなければならない。したがって、この時期の「労働組合の自由」は、先に「職業組合」偽装問題の項で仮定したような「結社の自由」との対抗関係のなかで一義的に位置づけられるべきものではないと言えよう。この時期、「労働組合の自由」はすでに、「結社の自由」を理念的な基礎にしていたのである。

<32> さらに、この時期の判例では、1884年法と「法外組合」との関連に注目されよう。

<セーヌ商事裁判所1885年11月13日判決・パリ控訴院1888年3月1日判決>⁽¹⁵⁾

本件では、1884年法制定以前から存在していた職業組合が、1884年法制定以

前に「所有」していた財産（文書類・名称）の帰属について争われた。判旨によれば、職業組合は、1884年法制定以前の「存在」や「権利」を主張することはできないとされた。その団体との「合意」は、「法的に存在しなかった団体」との取引としてではなく、その個々の組合員との取引とみなされなければならぬとされたのであった。

1884年法制定以前の「トランス」されていた職業組合の地位について判断する事例は希有であるが、本判決は、「トランス」の地位にあった職業組合の権利能力を否認し、1884年法による権利創設的効果を明示的に承認した。1884年法制定過程において、立法提案者は、同法案が「わが国において数年前から事實上存在し、とくに1870年以降増加している使用者および労働者の association の法的地位を承認することを目的」⁽¹⁶⁾としていると言明するとともに、その審議過程においては、「法外組合」の存在を許容するかどうかで議論が交わされ、「法外組合」を認めないとする法案解釈が一応確認された。1884年法制定以前の「状態」の「追認」の法的意味は、議会審議では明確にされなかつたので、本判決によって、その「追認」が何らの法的効果ももたらさないことが明らかになるとともに、1884年法の解釈として、「法外組合」の存在を拒否する見解を示したのであった。この時期、1884年法の「届出」義務に服しない労働組合が、多数存在していた状況のもとでの裁判例として貴重である。それ以上に、「1884年法による労働組合」以外の労働組合（「非届出労働組合」）の法的存在を容認しないという解釈が、無限定的に確立され、そのまま1901年法制定以降も定着していく糸口がここに見いだされることが重要である。それが、「労働組合の自由」と「結社の自由」との齟齬の遠因となっていくからである。

＜リヨン控訴院1891年3月26日判決＞⁽¹⁷⁾

「法外組合」を承認しなかった上記判決とは対照的に、「事實上の団体 association de fait」に訴訟当事者能力を認めた。事案は、採掘権を譲渡された「事實上の団体」が、その全構成員により設立された1884年法による職業組合と合併した場合に、その職業組合は、職業組合としての資格からは採掘権を保有できないとして、「事實上の団体」の議長と書記を宛先とした採掘権の譲渡取消訴訟の受理可能性が争われた結果、「事實上の団体」の訴訟当事者能力が

認められたものであった。この「事実上の団体」は、民事上あるいは商事上の組合 (société) の設立要件を満たしていないが、それに準ずるものとして扱われているもので、それゆえ、本稿で対象とすべき「法外組合」の存在可能性までを容認していることはできない。「法外組合」の法的承認を拒否した前記判決を覆したことにはならなかった由縁である。

<33> 本源的には、「労働組合の自由」と「結社の自由」の関連が問われていることになる別の問題が、1884年法と一般法との管轄問題である。一般法との関係から、1884年法の意義と地位が解明されうるからである。

<セーヌ軽罪裁判所1892年7月8日判決・パリ控訴院1892年11月29日判決>⁽¹⁸⁾

本件は、事案の性格自体においては、前述の1884年法の潜称問題と共通しており、「職業組合」を潜称し、1884年法を援用しようとするものであった。判決は、「組合員は、市場セリ人、年金受給者、料理店経営者、時計商人、じゃがいも商人など、極めて多様な職業に従事しており、その職業に類似性や関連性がいっさいないのであるから、自称するところの職業組合は、いかなる法的 existence も有さず、1884年3月21日法にしたがって、設立されることはできなかつた。」とし、自称「職業組合」が実際には、賭博組織であると認定した。注目すべきは、賭博組織による1884年法潜称という本件に関して、適用されるべき法規は、1884年法ではなく、賭博の開催に関する刑法規定であるとしたことである。すなわち、1884年法の構成員や目的に関する要件を満たさない場合には、その（違法な）「職業組合」は、1884年法に定められている刑罰（第9条の罰金刑）に服する不正規に設立された syndicat としての扱いを受けることもあるれば、あるいは刑法典第291条（無許可の結社設立にたいする禁固刑および本件のように固有の刑罰規定）に服する違法な association として位置づけられることもあるとされたのである。

1884年法は、その第1条において、職業組合への刑法典（第291条）の不適用を規定しているのであるから、職業組合法の適用外と判断された「組織」が、刑法典の適用の対象となるという解釈は、一応可能ではあろう。1884年法への形式的該当性自体を否認された結果と言ってよい。ここでは、事後的な刑罰適

用の問題だけが焦点であったため、1884年法と刑法の選択的適用は、さしたる問題は生じないが、民事面では問題は残る。適切な事例を参照することはできなかったので、1884年法と民法・商法との適用関係に関する事例の引用にとどまらざるをえない。

＜サン・ナゼール商事裁判所1894年6月16日判決＞⁽¹⁹⁾

商人間の職業組合での組合費支払をめぐる訴訟において、組合員間の契約（規約）は、普通法上の契約であるとして、民事裁判管轄権の専属に属するとされた。

＜アンジェ控訴院1894年10月29日判決＞⁽²⁰⁾

職業組合は、商行為に従事することはできないが、組合の利益のための取引（再販売目的の購入）は、商行為であり、商事裁判管轄権に属するとされた。

前者の判決は、組合規約という組合員間の契約解釈の問題として、民法の適用を、後者は、組合による営利活動を商行為と認定し、商法の適用をそれぞれ結論づけたもので、その限りでは、矛盾をきたさない。しかし、民事裁判権と商事裁判権との選択的適用を認める下記判決は、1884年法の適用領域を曖昧にするものであった。

＜カーン控訴院1892年5月30日判決＞⁽²¹⁾

靴下商人の職業組合における規約違反問題⁽²²⁾において、商人たる組合員への提訴は、民事裁判権と商事裁判権のどちらでも選択可能であるとされた。

この時期の1884年法が、「職業組合法」としての存在形態に拘束されていたために、その適用法規や裁判管轄をめぐって、このような振幅をみせている側面もあるとしても、一般法との関係での1884年法の位置の不安定さを物語るものとも言えよう。

＜34＞ 1884年法制定当時、「労働組合」概念の「私的な任意団体」たる意義が強調された経緯については、すでに述べたが、判例動向においては、「労働組合の自由」の理念と「労働組合の契約的構成」の交錯が、「除名・脱退・組織強制」に関して登場てくる。

まず、組合員の除名に関しては、厳密な組合規約解釈を必要としている。

<ルアン控訴院1890年5月24日判決>⁽²³⁾

1884年法は、除名に関する準則を定めていないため、共済組合に関する判例理論を適用⁽²⁴⁾するものとし、組合員の除名は、組合規約に記載の事由と手続きに限定されることが判示された。除名は、一種の刑罰であるから、それを定めている規約条項は、厳密に解釈されなければならないと明言されている。

<ナンシー控訴院1892年5月14日判決>⁽²⁵⁾

除名が、組合規約記載の事由と手続きにより宣告され、総会への弁明の機会が提供されている限り、その除名は、有効であり、損害賠償訴訟あるいは無効確認訴訟の対象とはなりえないが、除名される組合員がその弁明権行使することができなかった場合には、その決定は、無効とされなければならない。

<セーヌ民事裁判所1900年4月5日判決>⁽²⁶⁾

反対に、除名が規約に定められた事由と手続きによらない場合には⁽²⁷⁾、その除名決定は、組合員間の契約法理に反するから、無効である。

他方、組合員の脱退については、1884年法第7条が、「脱退の自由」を定めているが、この規定と組織強制の関係が問題となる。

<ナンシー控訴院1892年5月14日判決>⁽²⁸⁾

本判決は、組合脱退者の解雇を要求する罷業は、その解雇が実行されれば、他人の権利を侵害することになるとして、組合の損害賠償責任を肯定した。

<破壊院民事部1892年6月22日判決>⁽²⁹⁾

ジョースト事件として有名な判決であるが⁽³⁰⁾、印刷工組合が、組合費の納入遅滞を理由に、ある組合員の除名を決定するとともに、その使用者にたいして、被除名者の雇用を継続するかぎり、その工場でのいっさいの労働の停止を通知し、罷業が開始された。その結果、解雇された被除名者から、組合にたいして損害賠償請求訴訟が提起された。

原審⁽³¹⁾は、「syndicat という association のために、個別的な自由の原則の適用と1884年法の結論」に立脚するとして、印刷工組合の目的が、被除名者の組合への復帰であるとしても、そのことにより、1884年法（第7条）を侵犯していないとした。合法な手段による、合法な目的のための精神的な圧力であって、第7条の権益を放棄するよう要求していないからである。

上告審である本判決は、「他人の権利への侵害があり、（罷業の結果）解雇された労働者へ損害賠償責任が生じる。」として、原審判決を破毀した。

＜シャンベリー控訴審1893年3月14日判決＞⁽³²⁾

叙上の破毀院民事部1892年6月22日判決の差戻判決であるが、「組合の行動が、組合から脱退した労働者に加入を強制することや脱退したことを制裁することを目的としている場合には、その行動は、第7条によってすべての組合員にたいして承認されている脱退の権利を侵害するのであり、違法となる。」と判示し、明確に、組織強制を否認し、第7条の「脱退の自由」を强行規定と位置づけた。

＜破毀院民事部1900年8月1日判決＞⁽³³⁾

組合員間の協定は有効であるが、刑罰的制裁を定めることは、第7条を侵犯する恐れがあるとした。第7条は、「公序的性格」のものと位置づけられた。

特に、1884年法による刑法典第416条⁽³⁴⁾の廃止が、共同絶交行為などの組織強制を目的とする行動を刑事罰から解放したが、それが、民事責任をも免除することになるのか、どのような効果をもたらしうるのか争われることになった。

＜ブルジュ控訴院1894年6月19日判決・リオン控訴院1900年2月7日判決＞⁽³⁵⁾

これら判決は、刑法典第416条廃止後も、組合の民事責任⁽³⁶⁾は存続することを確認した。

＜破毀院民事部1896年6月9日判決＞⁽³⁷⁾

本判決では、刑法典第416条の廃止によても、損害賠償責任は存続するとされたが、その行動が、職業的目的によるものか悪意によるものかで判断されるとした。

結局、これら一連の判決を通じて、1884年法による刑法典第416条の廃止は、組織強制を容認するものではないという判例理論が固まつたのであった。

＜35＞ もっとも、判例における職業組合の契約論的構成は、職業的利益の概念の形成や組合訴権問題に関しては、顕著ではなく、むしろ、制度論的構成の影響が窺えるであろう⁽³⁸⁾。

<アラス民事裁判所1888年6月13日判決>⁽³⁹⁾

この判決で、組合訴権に関する一般原則が設けられた。それによれば、組合訴権は、職業の一般利益のために設立された職業組合による一般的集団的利益のための訴訟に限って、認容されるのであり、組合員の個別的利益を対象とすることは、排除された。

<コンセイユ・デタ1892年6月3日判決>⁽⁴⁰⁾

営業制限の自治体条例は、職業的利益の範囲に含まれるとして、その条例の無効確認訴訟が受理された。

<破殿院民事部1893年2月1日判決>⁽⁴¹⁾

職業組合の協約締結能力を承認したが、その不履行に関する訴権については、一部の組合員への協約条項の不履行は、個別的利益であって、組合訴権は排除されるとした。

組合訴権に関する一連の判決は、「代理訴訟」禁止の概念とも結び付いて、職業的利益という団体固有の利益についての訴権は認めるものの、その団体の構成員の一部にのみ関わる個別的利益のためには、訴権を否定した。職業的利益を個別的利益の集積とみなすことや、個別的利益を職業的利益の構成部分と捉える余地もあり、その限りでは、職業的利益を個別的利益に超越させることなく、また、個別的利益に関わる訴権も可能であるが、後年、特に協約法制において、優越してくる職業的利益の概念とそのための代表訴権は、むしろ、個別的利益を排除する方向で生成してきており、ここには、労働組合の制度論的構成の素因を見なければならないであろう。

<36> 最後に、「結社の自由」と「労働組合の自由」との関係における最大の矛盾の源泉であった「届出義務」に関する判例を概観する。

<セーヌ軽罪裁判所1893年8月10日判決・パリ控訴院1894年1月26日判決>⁽⁴²⁾

労働組合の存在が、公権力によって確認されており、労働取引所名簿に登載され、公表されていたとしても、かかる事実は、法律上の届出と同視されない。第一審では、届出義務を怠っているとして、解散を宣告されたが、第一審判決後、届出義務が履行されたため、控訴審では、「法律の適用が緩和」され、解

散は免除された。

＜パリ控訴院1886年1月20日判決・ボルドー控訴院1886年11月25日判決＞⁽⁴³⁾

1884年法第4条は、規約および役員の変更の場合にも、届出を義務づけていた。したがって、役員変更の不届出は、1884年法第4条の不遵守となるが、それは、syndicatの無効(nullité)をきたすことではなく、その法的存在に影響を及ぼさないとされ、その訴権が認められた。

＜アミヤン控訴院1895年3月13日判決・破毀院民事部1897年1月5日判決＞⁽⁴⁴⁾

執行部留任は、更新義務に該当しないとされた。

これら一連の判決を通じて、届出義務は形式的要件ではないことが確認されたが、同時に、届出義務の相対化が図られたと言ってよい。届出義務の範囲の限定とその不履行の際にも、syndicatの法的存在自体は否定しないとの考え方で明確に現れているのである。しかし、「結社の自由」自体の不存在の時期においては、「届出義務」をめぐる理論構成は未だ確立できない制約下にあったと言える。

② 1901年法以降における、1884年法と1901年法の関係

＜37＞ 1901年法が、刑法典の「違法結社の罪」を廃止して、「結社の自由」制度を確立したことが、1884年法に関連する判決にどのような影響を与えたであろうか。

まず、特筆されるべきは、未公表判決の存在や検索能力の限界もあり、全判決を把握している訳ではないとしても、1901年法制定以前の時期と比べて、1884年法関連の判決数の減少傾向が顕著なことである。その背景には、他の要因も存在する可能性があるとしても、1901年法の制定が、1884年法の解釈と運用をめぐる紛議を減少させたと結論づけることができるるのである。それは、なによりも、前述したような、一般的な「結社の自由」の不存在の時期に、非「職業組合」的組織が、その法的存在と合法的活動を獲得するために、職業組合に偽装し、1884年法を隠れ蓑にしようとした事例が、1901年法制定以後には、消滅したという事実により、裏付けられるのである。「結社の自由」が法律に

よって確認されたのであるから、どのような団体であれ、原則として、その制度のもとで、存立を保障されることになり、1884年法を「利用」する必要性も実益もなくなったのである。詳述するまでもなく、この点にこそ、1901年法制定の第一の意義があり、1884年法との関係では、1884年法の適用が困難である団体も、合法的に存在する条件を獲得できたことが、最も重要な変化である。

＜38＞ このように、そもそも1884年法の適用範囲に含まれない団体の問題は、専ら1901年法の固有の領域に移ることになったが、問題は、1884年法の解釈上疑義が挿まれた「職業組合」が、1884年法の適用を受けられないとしても、1901年法の適用を受けられるかということである。この問題は、後述の公務員問題とともに、「関連する職業」の問題として、提起された。

＜リール輕罪裁判所1901年8月10日判決・ドゥエ控訴院1901年11月11日判決＞⁽⁴⁵⁾

医師と薬剤師を構成員とする組合が対象となった。前述のように、薬剤師の職業組合の適法性は、初期の判決から認められていた。医師に関しては、1892年法が、1884年法の適用を確認していた。しかし、医師と薬剤師が、1884年法の適用範囲である「関連する職業」であるとして、同一の職業組合を構成することができるかは以前から問題とされてきた。第一審は、1901年法の枠内で、医師と薬剤師の syndicat は合法であるとした。しかし、控訴審は、医師と薬剤師は、「関連する職業」という要件を充足していないとして、純然たる1884年法解釈の次元で判断を示し、1901年法の問題については言及することはなかった。結局、下記の上告審の判断を待つことになった。

＜破毀院刑事部1902年2月28日判決＞⁽⁴⁶⁾

破毀院は、1892年法が、医師、外科医師、歯科医師、助産婦に、1884年法の条件のもとで、「職業的利益」の擁護のために、職業組合を設立することを認めているが、それは、厳密に例外的な方法で規定しており⁽⁴⁷⁾、したがって、医師、外科医師、歯科医師、助産婦は、1884年法第2条の意味における「類似あるいは関連の職業」に該当する他の職業に従事するものと共同して、職業組合を設立することはできないとした。

原審が、医師と薬剤師の「職業関連性」を否定したうえで、対象となっていた

る職業組合を違法としたのにたいして、破毀院は、その「職業関連性」自体は肯定した。そのうえで、医師は、「職業的利益」のためにしか、職業組合を設立できないが、医師と薬剤師による職業組合は、医師の「職業的利益」以外の利益を目的とすることになるから、医師と薬剤師との職業組合は否認されたのであった。

上告理由では、医師と薬剤師の職業組合を違法とすることは、1901年法により廃止された刑罰規定を適用することになり、1901年法に違反すると主張された。これにたいしては、破毀院は、上告人は、廃止された刑法典「違法結社の罪」ではなく、1884年法によって処罰されていること、さらに、1901年法（第21条）⁽⁴⁸⁾が、1884年法には、将来にわたって背馳しないと明示的に宣言していることから、1901年法に違反することはないとした。1901年法が1884年法との関係を述べた第21条の解釈は、その後も、公務員の職業組合に関して、1901年法の適用を除外し、1884年法の排他的適用を主張する際の「論拠」として、援用されるようにならなかった。

＜39＞ 職業組合の権利能力に関する裁判上争われている事例は、以下の少数のものにとどまっている。1901年法制定の影響を、ここでも指摘することができよう。

＜ドゥエ控訴院1904年2月1日判決＞⁽⁴⁹⁾

本件は、「職業関連性」を否定され、違法とされた職業組合の法人格を否認するとともに、解散を命じたが、判示のなかで、法的実体を否定されている「職業組合」であっても、解散する必要があるとした。上告理由は、法人格が否定されていることと、司法上の解散命令の「対象」となることとの矛盾を突こうとするものではあったが、継続判例がなく、「法人格を否認された組合」の存在を承認したとみなすことまではできない。

＜破毀院刑事部1908年5月29日判決＞⁽⁵⁰⁾

組合員の需要を充すために、購買店舗を設置することは、商行為であり、職業組合の能力には含まれないとした。そのような行為は、協同組合設立の方法によるべきだとした。

＜40＞ 次に、1884年法の適用問題をめぐる最大の課題であった公務員の労働組合権に関する判例をとりあげる。この問題は、次章でも対象とするので、ここでは、主として、1884年法と1901年法の関係を中心に通覧する。

1901年法の制定以降、行政当局は、公務員の間の労働組合にたいして、その解散を求めるとともに、1901年法にしたがって、1901年法による association を設立するようにとの見解を示していた⁽⁵¹⁾。これは、公務員労働組合の組織化の進展とその運動の高揚に直面し、その歯止めを、1901年法に求めたものであった。それは、「労働組合」ではない「団体」による活動の容認（協調的組織の導入による、階級的労働組合運動の否認）という、特定のイデオロギーのなかに、労働組合運動を封じ込めようとしたものであった。このような行政当局の姿勢は、判例にも影響を与えた。ここでは、「結社の自由」（1901年法）が、「労働組合の自由」（1884年法）の制約原理として作用するという、一見錯倒した現象がみられる。しかし、これは、行政当局によって、1901年法の存在が、反労働組合政策の手段に利用されたためであって、1901年法の本来的な理念と解釈が、1884年法を抑制するものではないことは、多言を要しない。いずれにせよ、判例は、このような行政当局の政策的誘導に荷担することになった。その一連の代表的判例を引用しておく。

＜破毀院刑事部1908年5月14日判決＞⁽⁵²⁾

公務員を含む組合が、1884年法の適用対象に含まれない公務員を構成員としており、相互に無関係な職業の従業員を含むとして、その訴権が否認された。

＜コンセイユ・デタ1907年8月3日判決＞⁽⁵³⁾

「商業・工業・建設・運輸・銀行・行政の事務において雇用されているすべての男女被用者」によって設立された労働組合組織は、1884年法の適用を受けないと判示され、訴権を否認された。

＜リヨン軽罪裁判所1912年12月18日判決＞⁽⁵⁴⁾

1884年法は、後続のいかなる法律によっても廃止あるいは修正されていない。とくに、1901年法は、第21条において、同法は、職業組合に関する特別法に背馳しないと明確に規定した。公務員の労働組合権問題に関する立法的解決の検討が進められ、本件組合がトランクスを享受してきたとしても、現行立法

(1884年法) の適用から逃れることはできないとされ、罰金刑と解散が判示された。

＜破毀院民事部1913年3月4日判決＞⁽⁵⁵⁾

1884年法と異なって、1901年法は、構成員の範囲や目的に限定を設けておらず、公務員、特に教員は、職業組合の結成は禁止されているが、その目的が合法的であれば、association を結成することができる。その団体は、その利益の擁護のために、法令に反する措置の無効確認訴訟を提起することができるが、一般利益に関する問題は、政府の権限であり、扱うことはできない。

＜コンセイユ・デタ1922年1月13日判決＞⁽⁵⁶⁾

公務員には、1884年法の適用はない。本件組合は、1901年法にしたがって設立された職業団体 (association professionnelle) の形式ではなく、1884年法に立脚する syndicat の形式で存在しているから、その訴権は、否認されたとした。

本判決は、公務員による、1901年法準拠の「職業団体」設立の可能性を承認し、その後の判例に影響を与えた⁽⁵⁷⁾。

＜モンペリエ控訴院1931年5月27日判決＞⁽⁵⁸⁾

警察官組合 (Syndicat national de Police de France et des Colonies) は、1884年法による届出を済ませており、1884年法準拠の「労働組合」として運営されていたが、この公務員組合の訴訟当事者能力が問題となった。

原審は、この公務員組合の請求を認容したが、相手方当事者が、「1884年法によって設立された本組合の訴訟は受理されない」として、控訴したもののが本件である。

本判決では、公務員には、1884年法は適用されないにもかかわらず、本訴訟は、本件組合には適用されない1884年法によって行使されたものとして、受理されないとされた。さらに、1884年法の届出と1901年法の届出は、要件も形式も別個であるから、1884年法の届出が済ませてあっても、1901年法の手続きが未履行であれば、1901年法の便益を主張することはできず、本組合は、1901年法制度のもとでの「団体」として位置づけられることはできない。いずれにせよ、本組合の訴訟当事者適格性は、否認されたとした。

<コンセイユ・デタ1949年3月15日意見>⁽⁵⁹⁾

裁判所附属官吏は、1901年法の association により団体を結成できるとして、労働組合権の実質的禁止が肯定された。

前述のように、これら一連の判例においては、1901年法の存在が、公務員による1884年法享受否認の「代償措置」となっているが、それは、当時の公務員労働運動を、「1901年法の団体」の枠内で容認するという特殊な政策的誘導の結果であった。しかも、その「1901年法」観は、行政当局によって、意図的に歪められたものでもあった。したがって、かかる事実を介して、1901年法（「結社の自由」）と1884年法（「労働組合の自由」）との対立的契機を見出すことは妥当ではない。公務員問題は、1901年法が、基本的には、1884年法の補充的役割を果たしたことの例証として位置づけられなければならないのである。この問題は、第4章で、扱うこととする。

<41> 「届出義務」に関する判例は、希有な例を除いて、1901年法以降見あたらなくなった。ここには、1901年法の積極的な影響を肯ぜなければならぬ。

<ブルジュ控訴院1902年5月1日判決>⁽⁶⁰⁾

組合本部所在地とは別の都市で組織されていた下部組織の独立性が承認されるとともに、その固有の存在が認定され、その役員名の独自の届出義務が課されるとして、罰金刑が認容された。支部が組合の一部分ではなく、固有の存在と見なされなければならない場合の判断基準として、運営に必要な機関（議長・会計・書記）を備え、組合費を直接徴収しているという事実が指摘されている。今世紀初頭の裁判例とはいえ、後述する、企業内労働組合支部に関する現代の判例理論を考察するうえでも貴重な見解を含んでおり、ここに引用する価値があろう。

<セーヌ軽罪裁判所1921年1月13日判決>⁽⁶¹⁾

有名な CGT 解散命令事件判決である。CGT は、1902年以降、「法の外に居続ける」として、規約、役員名、構成団体名を不届出のままであった。権力側は、この事実と、「不正規」団体（不届出組合・公務員組合）の加盟、政治活動を理由として、CGT の解散を請求し、裁判所がそれに呼応した事件

である。当時の社会的・政治的状況を背景にした、C G Tへの政治的弾圧の一環をなすものである。ここでは、この時期、1884年法違反・解散事件が、かかる事案としてしか登場してきていないこと、1884年法の諸条項のうち、労働組合への「規制」として機能した条項の規範性が失われてきたことの例証としておこう。

＜パリ控訴院1936年11月12日判決・破毀院刑事部1938年1月20日判決＞⁽⁶²⁾

組合合併により、他の職業構成員を含むことになったが、合併にともなって、規約変更を届出ていなかった。原審判決では、1884年法（第3条）の不遵守は、刑事罰によってのみ制裁され、法人格を喪失しないとされた。上告審判決では、他の職業の利益を代表するものとして、法人格を主張できることについては、検討を要するとした。

このように、この段階で、すでに、「届出義務」と法人格との結び付きは、かなり希薄になってきている。しかし、政治状況の影響もあり、法人格理論の進展をみるには、1954年まで待たなければならなかった。

＜42＞ 前章において、1884年法と1901年法の関係に関する学説上の見解を、以下のように整理した。

- (i) 1901年法の規定は、1884年法の空隙を埋めることを可能とする（「結社」を規律する一般原則が、「労働組合」に適用される）。
- (ii) 「労働組合権」が、法律上禁止されている職業構成員は、「結社」を結成することができる。
- (iv) 「労働組合の自由」は、1901年法の制定後においても、「結社の自由」よりも広範な効力をを持つ。

これらの立論のうち、(i)および(ii)は、公務員の労働組合権問題において、その妥当性を確認することができた⁽⁶³⁾。(iv)については、判例上、実証的に論じられているものはないが、労働組合（の自由）の概念を明確にし、労働組合権生成の歴史的な過程における一階梯をなしている判決を、最後に、紹介しておくこととする。

＜破毀院民事部1914年11月16日判決＞⁽⁶⁴⁾

政治目的の行動への不参加を理由とする除名にたいして、組合の損害賠償責

任を肯定した。組合制度の基本原則に反する行動への参加拒否にたいして、制裁を加えることはできないとした。

＜ル・アーヴル民事裁判所1920年12月4日判決＞⁽⁶⁵⁾

1884年法は権利であるから、組合活動を理由に解雇することはできないのが原則であるが、組合活動の目的は限定されなければならない。したがって、「国有化」要求罷業は、政治的性格だけを有しており、正当な目的には該当しない。組合規約にもとづき、書記として、CGTの罷業指令を伝達したが、違法な内容の指令であるから、1884年法（目的条項）に違反しており、即時解雇を正当化すると判示された。

＜セーヌ民事裁判所1931年2月18日判決＞⁽⁶⁶⁾

組合の名称にたいして、排他的独占的使用権を承認し、虚偽的名称の使用中止と損害賠償を容認した。

＜リヨン控訴院1931年7月8日判決＞⁽⁶⁷⁾

使用者のsyndicatと労働者のsyndicatとは、法律によって絶対的な平等の立場に置かれており、その争議行為（罷業とロックアウト）の限界や活動手段の正当性の評価についても、同一の権利を有する。連合体組織や1901年法によるassociationについても、同様の位置づけを与えられるとされる。

（註）

- （1） 1884年法3月21日法第3条。
- （2） Crim., 18 février 1893, S., 1896, I, p. 377.
- （3） Trib. corr. Villeneuve-sur-Lot, 29 juin 1892, D., 1894, II, p. 4.
- （4） Trib. corr. Albi, 9 avril 1898, Revue des sociétés, 1898, p. 264.
- （5） Crim., 27 juin 1885, D., 1886, I, p. 137.
- （6） note sous ibid.
- （7） Toulouse, 28 octobre 1886, (S), 1886, II, p. 6.
- （8） Trib. corr. Seine, 10 mars 1890, (S), 1890, II, p. 157.; Paris, 4 juillet 1890, (S), 1890, II, p. 198.
- （9） Paris, 1^{er} décembre 1898, (S), 1898, II, p. 113.

- (10) 1892年11月30日法第13条は、「医師・外科医師・歯科医師・助産婦は、その職業的利益の擁護のために、1884年3月21日法の要件のもとで、associations syndicalesを設立する権利を有する。」と1884年法の適用を確認した。
- (11) Trib. civ. Bordeaux, 8 février 1889, Revue des sociétés, 1889, p. 264.
- (12) Bordeaux, 27 décembre 1893, S., 1894, II, p. 209.
- (13) 組合は、組合員自身により、解散させられていたので、解散の宣言は必要とされなかった。
- (14) JO., Doc., Chambre, 1891, N°1461, p. 1370. この政府提案は、第2条を「少なくとも5年間、同一の職業あるいは類似・関連の職業に従事したるもので、その職業活動を終了した後10年を経過していないものは、職業組合に所属することができる。」と修正しようとした。
- (15) Trib. comm. Seine, 13 novembre 1885 et Paris, 1^{er} mars 1888, Revue des sociétés, 1888, p. 297.
- (16) Rapport de M. Tolain, JO., Doc., Sénat, 1884, N°112, p. 1117.
- (17) Lyon, 26 mars 1891, (S), 1891, II, p. 298.
- (18) Trib. corr. Seine, 8 juillet 1892 et Paris, 29 novembre 1892, D., 1894, II, p. 5.
- (19) Trib. comm. Saint-Nazaire, 16 juin 1894, (S), 1894, II, p. 97.
- (20) Angers, 29 octobre 1894, (S), 1894, II, p. 150.
- (21) Caen, 30 mai 1892, (S), 1892, II, p. 92.
- (22) 組合賃率以下では雇用しないという合意の背馳。
- (23) Rouen, 24 mai 1890, (S), 1890, II, p. 181.
- (24) 共済組合に関しては、<破毀院審理部1891年3月25日判決> (Req., 25 mars 1891, (S), 1891, I, p. 641.) が、「共済組合の設立は、組合間の契約関係の確立である。」と確認した。
- (25) Nancy, 14 mai 1892, 2^e espèce, (S), 1892, II, p. 77.
- (26) Trib. civ. Seine, 5 avril 1900, S., 1901, II, p. 118.
- (27) 規約が、「卑劣な行為によって、組合の尊厳を傷つけたる組合員」の除名だ

けを規定していたが、他の組合員との紛争について事情聴取されるために、組合事務局に出頭するように通知され、それに応じなかったという事由により、除名が宣告された。

- (28) Nancy, 14 mai 1892, 1^{re} espèce, (S), 1892, II, p. 77.
- (29) Civ., 22 juin 1892, (S), 1892, I, p. 187.
- (30) 本多淳亮「フランスにおける組織強制の機能と法理」(法学雑誌第8巻2号, 1961.9) 1頁以下参照。
- (31) Trib. civ. Bourgoin, 11 janvier 1890 et Grenoble, 23 octobre 1890, (S), 1892, I, p. 188.
- (32) Chambéry, 14 mars 1893, (S), 1893, II, p. 252.
- (33) Civ., 1^{er} août 1900, S., 1901, I, p. 134.
- (34) 「コアリシオンの自由」を承認した1864年5月25日法は、「労働の自由への侵害罪」の一類型として、以下の刑法典第416条を設けた。「共同の計画の結果として、宣告された罰金、禁止、追放、禁制によって、勤労または労働の自由な行使を侵害した労働者、雇主、事業請負人はすべて、6日以上3ヶ月以下の禁錮および16フラン以上300フラン以下の罰金によって、または、これら二つの刑罰のうちの一方のみによって処罰される。」大和田「フランスにおける罷業権の生成過程についての一考察(二)」(法学論叢第103巻6号, 1978.9) 53頁以下参照。
- (35) Bourges, 19 juin 1894, (S), 1894, II, p. 99.; Riom, 7 février 1900, (S), 1900, II, p. 246.
- (36) 民法典第1382条による不法行為責任。
- (37) Civ., 9 juin 1896, (S), 1896, I, p. 200.
- (38) 中村睦男・前掲書117頁以下参照。
- (39) Trib. civ. Arras, 13 juin 1888, S., 1888, II, p. 142.
- (40) Cons. d'Etat, 3 juin 1892, (S), 1892, III, p. 24.
- (41) Civ., 1^{er} février 1893, (S), 1893, I, p. 379.
- (42) Trib. corr. Seine, 10 août 1893, Revue des sociétés, 1893, p. 465.; Paris, 26 janvier 1894, Revue des sociétés, 1894, p. 295.

- (43) Paris, 20 janvier 1886, (S), 1886, II, p. 6.;Bordeaux, 25 novembre 1886, D., 1887, V, p. 430.
- (44) Amiens, 13 mars 1895, S., 1896, II, p. 189.;Civ., 5 janvier 1897, (S), 1897, I, p. 378.
- (45) Trib. corr. Lille, 10 août 1901, G.P., 1901, II, p. 404.;Douai, 11 novembre 1901, S., 1901, II, p. 289.
- (46) Crim., 28 février 1902, G.P., 1902, I, p. 481.; V., Raoul Briquet, *Liberté syndicale et liberté d'association, Mouvement socialiste*, 10 mai 1902, p. 898.
- (47) 判決によれば、「職業的利益」に限定され、工業的、商業的および農業的利益は排除されており、その点で、1884年法と異なるとされた。
- (48) 条文は、第2章(2)註(7)参照。
- (49) Douai, 1^{er} février 1904, G.P., 1904, I, p. 301.
- (50) Crim., 29 mai 1908, G.P., 1908, II, p. 22.
- (51) 例えば、内務大臣による、1903年1月12日の知事宛の通達。V., note sous Trib. corr. Lyon, 18 décembre 1912, G.P., 1913, I, p. 204.
- (52) Crim., 14 mai 1908, G.P., 1908, I, p. 687.
- (53) Cons. d'État, 3 août 1907, Pandectes françaises, 1907, IV, p. 79.
- (54) Trib. corr. Lyon, 18 décembre 1912, précité
- (55) Civ., 4 mars 1913, D., 1913, I, p. 321.
- (56) Cons. d'État, 13 janvier 1922, G.P., 1922, I, p. 203.
- (57) En ce sens, V., Cons. d'État, 7 août 1926, G.P., 1926, II, p. 700.
- (58) Montpellier, 27 mai 1931, G.P., 1931, II, p. 428.
- (59) Avis du Cons. d'État, 15 mars 1949, J.C.P., 1949, III, 14409.
- (60) Bourges, 1^{er} mai 1902, S., 1903, II, p. 108.
- (61) Triv. corr. Seine, 13 janvier 1921, G.P., 1921, I, p. 87.
- (62) Paris, 12 novembre 1936 et Crim., 20 janvier 1938, G.P., 1938, I, p. 430.
- (63) <ブーロニュ民事裁判所1906年6月25日判決> (Trib. civ. Boulogne, 25

juin 1906, confirmé par Douai, 25 avril 1910, G.P., 1910, II, p. 62.) は、「association」と「syndicat」の選択可能性に言及したものとして引用される (Memento Pratique, Association, Francis Lefebvre.) が、そこまでは読み込み難い。

- (64) Civ., 16 novembre 1914, G.P., 1914-15, II, p. 224.
- (65) Trib. civ. Le Havre, 4 décembre 1920, G.P., 1921, I, p. 38.
- (66) Trib. civ. Seine, 18 février 1931, G.P., 1931, I, p. 495.
- (67) Lyon, 8 juillet 1931, D., 1932, II, p. 89.

(2) 「労働組合権」と「結社の自由」との接着

——1950年代以降・1970-80年代を中心とする時期の判例

<43> 前節において概観した、1901年法の制定に前後する時期の判例動向からは、「労働組合の自由」は、常に、「結社の自由」との相関関係から、位置づけられることが確認されたと言ってよいが、「労働組合の自由」と「結社の自由」との間の空隙問題の焦点である「規約届出義務」に関わっては、判例理論の展開は、未だ準備されていなかった。そのためには、1946年憲法による組合権の保障と法人格理論の転換を待たなければならなかった。ここでは、法人格理論の転換を契機として、登場してくる「規約届出義務」に関する判例動向を整理し、判例によって、「労働組合権」と「結社の自由」とが接着させられていく過程を追跡する。

さらに、第1章で、「結社 association」としての「労働組合」概念の一例証として指摘した「企業内労働組合支部」をめぐる混沌とした判例状況を対象とし、「結社の自由」と「労働組合権」との関係の未確定な分野が、依然として残されていることを確認することとする。

① 法人格理論の展開

<44> まず、1884年法以降、条文の修正と解釈の変動はあったものの、「労働組合権」は、「規約届出主義」を前提としていたことは、これまで、たび

たび繰り返し述べてきたとおりである。もっとも、労働運動の実態は、かかる「制度」を無視しており、そこから、幾多の法律上の問題点がもたらされることがになった。しかし、このような「混乱」の根本的原因は、「結社の自由」と「労働組合の自由」との間の「空隙」にあったことも、すでに指摘した。判例が、この「空隙」を埋めるべく機能することになるが、その契機となったのは、法人格をめぐる判例の転回である。

＜破毀院民事部1954年1月28日判決＞⁽¹⁾

事案は、事業所委員会が、その社会事業のための取引の履行を求めて、提訴したが、原審は、事業所委員会は、法人格を有していないという理由で、請求を却下した。その上告審において、民事部は、以下のように明確に述べた。「法人格は、法律の創造物ではない。法人格は、正当な、したがって、法的に承認され、保護されるに値する利益の擁護のための集団的な表現の可能性を備えるすべての団体に、原則として、属している。立法者は、高度の政策上の目的により、特定の団体から法人格を奪うことがあるとしても、反対に、法律自身により創設されている組織で、裁判上主張されうる権利としての性格を示している集団的利益を管理する任務を負っているものには、黙次的であっても必ず法人格を承認するものである。」

この判決の基礎には、自然権の概念があるとされるが⁽²⁾、判決に影響を与えたとされる学説⁽³⁾によれば、法人格が認められるためには、以下の三要件が必要とされる。

- (i) 合法な、すなわち、社会的に保護され、法的に承認されるに値する利益
- (ii) この利益が、同一の手段によって、同一の目的に協力すること
- (iii) この利益の実現のための、表現の可能性

「法律による創設」を対象としている判旨の後半部分の理解は微妙な問題をはらんでいるにせよ⁽⁴⁾、本判決が、法人実在説を積極的に受け入れる立場を鮮明にしたことの意義は大きい。90年代以降の判例でも、本判決の表明した定式にしたがって、グループ企業委員会⁽⁵⁾や衛生安全労働条件委員会⁽⁶⁾についても、法人格が承認されている。この判決が、法人格を「団体」に固有の権利とする考え方を表明したことは、「規約届出主義」を遵守しなかった労働組合の地位

についても影響を及ぼすことになり、70年代にその具体例が現れるのである。

② 「規約届出主義」と法人格問題

＜45＞ 「規約届出主義」と法人格論との強固な結び付きが解き放たれるまで、「規約届出主義」の不履行の結果として、労働組合は、法人格を有しないとの原則は、下記の判決のように、搖るぎなかった。

＜破毀院民事部1965年2月25日判決＞⁽⁷⁾

ある労働組合の書記が、従業員代表選挙の異議を申し立てたところ、使用者は、その労働組合が、「当時法的存在を有しておらず、訴訟をするための資格を有していない」と主張した。原審では、異議を申し立てた時にこの労働組合が規約を届出ていなかったことは認めつつ、「本件訴訟は、労働組合によってではなく、X個人によって提訴されたものであるが、Xは従業員名簿に登載されており、選挙に異議を唱えることに利益と資格を有する」とした。民事部は、この判決を破毀するにあたり、「すべての労働組合の設立者は、規約および指導者の氏名を市役所に届出なければならない。この要件の履行を欠くと、労働組合は、法人格を有さず、訴権を有しない。」という原則的立場を再確認したのであった。

しかし、間もなく1968年には、法人格論自体にはふれないまでも、微妙な軌道修正を示唆する判決が登場する。

＜破毀院社会部1968年3月27日判決＞⁽⁸⁾

労働組合側の三組織と使用者との間で、労働協約が、締結された。当事者組織のうち、使用者団体と労働組合の一組織は、届出義務を履行していたが、労働組合の二組織は、届出をしていなかった。原審は、この理由から、協定を無効としたが、社会部は、正規手続を履行した両組織は、法人格を有しているから、協約に有効な合意を与えており、成立した協約はその内容自体は、争われていないから、協約を無効とすることはできないとしたのであった。

この判決は、「規約届出主義」自体を再検討する姿勢を覗かせてはいないが、機械的なその適用を回避することになっている。その傾向は、「規約修正」に関して、一層明確になった。届出義務のうち、役員交替については、前述のよ

うに、初期の判例によっても、届出義務の相対化がみられていたが、「規約」自体の修正を惹起するかぎり、「届出義務」から逃れることはできなかった。しかし、「規約修正」でも、それが、組合機関の構成の変更という、組合内部問題であれば、柔軟な解釈は容易になった。

＜破毀院刑事部1979年7月10日判決＞⁽⁹⁾

組合事務局の構成の変更による規約修正の不届出は、有効な規約に則って権限機関が訴訟をするかぎり、訴訟能力に影響を及ぼさない。

そして、時期は、前後するが、1975年には、「規約修正」が、上部団体の変更という労働組合の「内部問題」とは必ずしも断じられない部分に関わっていても、法人格の存否に影響を与えないことが明言された。

＜破毀院社会部1975年11月19日判決＞⁽¹⁰⁾

加盟する上部団体の変更による「規約修正」に伴って「規約届出」が行われたが、法人としての継承性が争点となった。判旨は、「上部団体への加盟は、新旧規約によって同一文言で規定されている目的達成のための手段にすぎず、同一の法人が、実質的な変更なく存続しており、したがって、新法人の設立は存せず、規約が修正されたにすぎない。」として、新規約の届出によっても、法人の実体には変化はないことを認めた。「規約届出」の効果自体も、相対的なものであることが確認されたのである。

＜46＞ この1975年判決を水先案内人として、1977年の新判例が、登場することになった。

＜破毀院刑事部1977年10月18日判決＞⁽¹¹⁾

労働組合組織の県連組織の名前で掲示されていた宣伝物が、事業所責任者によって妨害・撤去されたことにたいして、県連は、労働組合権行使阻害罪による訴追と附帯私訴原告としての請求を提訴した。判決は、「労働法典の要求するとおりに規約を届出ていない労働組合は、第三者に対抗しうる存在を欠く。そのような組織は、労働組合に認められている権利を享有せず、したがって、その行動に向けられた妨害は、労働法典によって規定されている権利の行使への阻害罪を構成する性格のものではない。」と判示した。

第2章で言及したように、この判決においては、「労働法典」の枠内での解

釈が図られようとした。「非届出労働組合」には、「労働法典によって、（労働法典における）労働組合に承認されている権利」が拒否されると指摘するにどまっているからである。「非届出労働組合」問題と法人格の存否とは、切り離されることになった。

＜オルレアン控訴院1986年4月28日判決・破毀院刑事部1988年6月28日判決
＞⁽¹²⁾

労働法典は、組合代表の権利保護の一環として、組合代表が、その任期終了後12ヶ月以内に、行政上の許可なく、解雇されないことを定め⁽¹³⁾、かかる解雇を、労働組合権行使阻害罪に位置づけている。

本件では、「非届出労働組合」によって組合代表に任命され、その任期の終了後12ヶ月以内の労働者が、無許可で解雇された。原審は、「使用者自身が、その組合代表の任命時に、企業内での組合活動の存在を認めているのであるから、使用者は、その任命を行った労働組合の不存在を主張することはできない。本件労働組合は、市役所に規約を届出ていなかったが、そのことによって、Xの組合活動を否認することはできない。」として、問題となった解雇が、労働組合権行使阻害罪に該当するとした。この判決の上告審において、刑事部は、「労働法典の規定にしたがって規約の届出を行わなかった労働組合は、労働組合に特有の権利を享有しない。その活動にたいする妨害は、立法によって規定されている労働組合権行使阻害罪を構成する性格のものではない。」と、1977年判決と同じく、「非届出労働組合」問題を、労働法典の次元に限定して論じ、法人格と結び付けることはしなかった。

オルレアン控訴院判決では、使用者の「認知」を前提に、「非届出労働組合」の法的存在と権利が承認された。後に引用する破毀院社会部判決が破毀することになった原判決では、判旨は不明であるが、「非届出労働組合」による従業員代表任命を有効としている事例も二例あるが、散見される破毀院判決では、「規約届出」を履行していない労働組合にたいして、何らかの権利を承認するまでにはいたっていない。また、近時の判決でもなお、「非届出労働組合」問題が、直線的に、法人格の存否として問題解決されているものもある。現時点では、1977年および1988年の新判例理論が、「非届出労働組合」問題全般の方

向性を領導しているわけではない状況を、以下の最近の一連の判決から確認できるであろう。

＜破毀院社会部1980年3月13日判決＞⁽¹⁴⁾

労働組合連合体である県連組織の役員名の不届出により、県連書記長の訴訟当事者適格性が否認された。

＜破毀院社会部1980年7月22日判決＞⁽¹⁵⁾

市役所に規約を届出ておらず、したがって、「法的存在を有しない」労働組合による従業員代表の任命について、それを有効とした原判決を破毀無効とする。

＜破毀院社会部1988年1月21日判決＞⁽¹⁶⁾

合併した労働組合が、固有の規約を欠いており、法人格の主張（訴権）は認められない。

＜破毀院社会部1987年5月7日判決＞⁽¹⁷⁾

ある労働組合組織が、7月1日結成総会を開催し、8月10日、（企業内）組合代表の任命を行ったが、規約届出は、8月14日であった。原審は、本件任命を有効としたが、社会部は、後述の企業内労働組合支部の設立要件とも絡むが、労働組合は、規約届出の日時以降「法的存在」を有するにすぎないとして、原判決を破毀した。

＜47＞ 「非届出労働組合」の位置づけの検討が、ようやく始まった段階であるため、その地位の確定には、今後の学説・判例における理論上の発展を見守る必要があろう。現在のところでは、「非届出労働組合」の地位と権利の問題を、正面から扱ったものはないが、以下の事例は、類推解釈によりあるいは他の手続的準則の反射的効果として、「非届出労働組合」の地位を承認しているものとして、参照の価値があろう。

＜ヴェルサイユ控訴院1985年5月31日判決＞⁽¹⁸⁾

規約の不届出は、労働組合に承認された権利を享有させずとした点は、前述の新判例を踏まえたものだが、本判決は、さらに、一步踏み込み、規約不届出の労働組合は、associationとしての官報への記載（1901年法による手続）がなければ、associationとしての訴訟能力を有しないと判示した。「非届出労働

組合」が、1901年法の要件を履行することにより、associationとしての法人格を取得することを認めるのであるから、当然、「非届出労働組合」が、1901年法の「非届出の非営利法人」と認定されることは可能である。学説によって唱えられている方向とも合致しており、今後の判例動向を占ううえで示唆的な判決である。

＜破毀院社会部1986年7月21日判決＞⁽¹⁹⁾

労働組合側が、規約の不届出を理由として、罷業による損害賠償訴訟の当事者適格性を自己否認しようとした。判決は、この「非届出労働組合」が、事実上の存在を明言しており、規約不届出の抗弁は許されないとした。

＜破毀院社会部1987年6月11日判決＞⁽²⁰⁾

「非届出労働組合」による従業員代表の任命にたいして、使用者が、異議申立を行なったが、法定の異議申立期間を経過していた。この法定期間後は、使用者による異議申立は認められず、「非届出労働組合」による従業員代表の任命は、有効であるとされた。

このように、特有の状況においては、判例の新たな方向性も窺われるが、いずれにせよ、「非届出労働組合」をめぐる判例の安定には、今後の動向を注目する必要があろう。

③ 企業内労働組合支部の団体的性格

＜48＞ 学説が、企業内労働組合支部を、事実上の団体と見なし、1901年法の適用を承認しようとする傾向にあることは、第1章で指摘したが、判例は、この企業内労働組合支部をどのように位置づけようとしているのであろうか。

学説・判例は、企業内労働組合支部に法人格を拒否することで一致しているが、下級審判決で一例だけ、企業内労働組合支部の法人格を承認している。

＜パリ大審裁判所1969年12月6日判決＞⁽²¹⁾

この判決は、「法人格は、正当な、したがって、法的に承認され、保護されるに値する利益の擁護のための集団的な表現の可能性を備えるすべての団体に、原則として、属している。」と、1954年判決を再確認したうえで、「1968年12月27日法によれば、企業内労働組合支部は、組合代表のような使用者にたいする

代表機関を任命し、企業内部で、月に一度集会を開催することができる。したがって、企業内労働組合支部は、保護されるに値する職業的利益の擁護の検討とその代表権能を担当することのできる自治的組織である。」とした。この判決は、企業内労働組合支部の活動形態が、個々の組合員の行動を越えて、一個の組織的行動であるとの判断から、企業内労働組合支部の団体的性格を認めたのであった。企業内の労働組合権を承認した1968年法制定後間もない時期の判決であったことも見逃すことのできない背景であろう。

しかし、その後の判決は、一貫して、企業内労働組合支部の法人格あるいは訴権を否認する。

＜パリ控訴院1971年12月4日判決＞⁽²⁾

前記パリ大審裁判所判決の控訴審判決である。この判決は、学説や労働組合組織自身の見解をとりいれ、「企業内労働組合支部は、労働組合とは別個の集団ではなく、その構成員は、労働組合に加盟しており、労働組合だけが、組合代表を任命したり罷免することができる。法人格は、固有性や自治を想定するが、企業内労働組合支部は、『企業内での労働組合の戦略基地』、労働組合の『下位構造、分節あるいは分枝』と呼ばれてきたことから明らかなように、固有性や自治とは程遠いのである。」として、企業内労働組合支部の法人格を否定する。同時に、本判決は、立法が、企業内労働組合支部設立を確認する行為を、組合代表の任命とその使用者への通知という事実だけしか想定していないことを重視し、「立法は、企業内労働組合支部の設立をいかなる形式要件にも、公表にも、規約の届出にもふくさせていない。」のであるから、正規に設立され、法人格を保有する「企業内労働組合」とは異なって、企業内労働組合支部に法人格を認めることはできないと結論づけたのである。

つまり、労働組合の法人格が、「規約届出主義」の制約を受けているのに比して、企業内労働組合支部が、何らの要件も必要とすることなく、法人格を享有することはできないとするのである。もちろん、判旨でも述べられているように、実際の労働運動における企業内労働組合支部の位置づけや学説が明確にしている労働組合権の理念の存在が、企業内労働組合支部に法人格を承認することを拒否させている主たる要因となっているとはいえる、「規約届出主義」が

ここでも登場することに注目しなければならないであろう。企業内労働組合支部の場合には、立法規定が絡んでいるため、「非届出労働組合」と同じ次元に位置づけることは難しいが、前項でみたような「規約届出主義」をめぐる判例動向の中で、今後、企業内労働組合支部の法人格問題に新たな解釈が登場することも予測されるであろう。

＜49＞ 企業内労働組合支部の法人格問題については、今後の進展を待たなければならないが、これまでのところ、企業内労働組合支部問題は、その団体的性格をめぐって、判例の微妙な見解の変化がみられる。それは、前記1971年判決でも引用され、従来から、企業内労働組合支部の団体的性格が否認される根拠ともなってきた考え方、すなわち企業内労働組合支部の設立行為は特に必要はなく、労働組合による組合代表の任命という事実の存在だけで充分であるとされてきた判例の立場が、揺らいできたことである。一連の判決を引用し、その軌跡を確認する。

＜破毀院社会部1970年2月12日判決＞⁽²³⁾

組合代表の任命自体が、企業内労働組合支部の設立を証明している。組合代表を任命しようとする代表的労働組合は、その任命行為によって、企業内労働組合支部を設立する。

＜破毀院社会部1973年2月14日判決＞⁽²⁴⁾

組合代表を任命するためには、企業内労働組合支部の設立を先行させる必要がある。

＜破毀院社会部1973年11月28日判決＞⁽²⁵⁾

企業内の緊張関係・組合活動の展開は、企業内労働組合支部が設立されてきたことを立証しており、企業内労働組合支部の事実上の存在が推定されるから、組合代表の任命は、有効である。

＜破毀院社会部1977年7月8日判決＞⁽²⁶⁾

組合代表の任命という事実だから、企業内労働組合支部の存在は推定されることはできない。

＜破毀院社会部1980年7月22日判決＞⁽²⁷⁾

組合代表の任命という事実だから、企業内労働組合支部の存在が推定され

るのではなく、組合代表や企業委員会組合代表委員を任命した状況などから、企業内労働組合支部が設立されているものと判断される。

＜破毀院社会部1983年7月7日判決＞⁽²⁸⁾

1982年法は、組合代表の任命を事前の企業内労働組合支部設立という要件にふくさせていないが、組合代表任命時には、企業内労働組合支部が、設立されているかあるいは設立過程にあることが必要である。

＜破毀院社会部1988年6月30日判決＞⁽²⁹⁾

企業内労働組合支部の存在が立証されるためには、共同の意思が表明されているという要件が必要である。

＜破毀院社会部1990年6月27日判決＞⁽³⁰⁾

組合代表の任命のためには、企業内労働組合支部が少なくとも、設立過程にあることが必要であるが、企業内労働組合支部の存在は、一定数の組合員の存在により立証される。

引用が子細にわたったが、初期の判例の立場によれば、組合代表の任命行為が企業内労働組合支部の存在を確認するとともに、企業内労働組合権の行使の起点となるのであった。その場合、企業内の組合員数は、1名でも不都合はなかった。それが、組合代表の任命に先立って、複数の組合員の存在とその企業内組合活動の意思が外形的に確認されなければならないとする見解へと変転してきた。企業内労働組合支部の設立行為という形式的要件を問題にすることは避けながら、実質的には、「設立の事実」を要求するにいたっている。このような立場にたいしては、かつては、組合代表の任命前に、保障のないままに企業内での組織結成を強要するものであるという批判⁽³¹⁾さえ指摘されていたが、1982年オルー法改革による文言の一部修正⁽³²⁾という事情も経て、企業内労働組合支部の実質的存在を先行条件とする判決が定着してきたのである。

このような判例の変遷の背景には、企業内労働組合支部の組織的実態からして、その団体的性格を無視することができなくなったという事情を見いだすことができるであろう。前述のように、学説は、この企業内労働組合支部を、「事実上の団体」と見なし、1901年法の「非届出の非営利法人」という法的構成を与えようとしているが、今後の判例も、おそらく、学説に近い見解を採用

することになるものと推測されるであろう。

<50> 1970年代以降の判例動向を、「規約届出主義」問題と企業内労働組合支部問題に関して概観してきた。すでに指摘したように、判例の立場が、変転の過程にあり、今後、その定着の過程を確認していかなければならないが、このような動向を規定している背景要因の中には、フランスにおける「結社の自由」と「労働組合権」のあり方という問題が介在していることを認めなければならないであろう。つまり、「労働組合」の概念が「結社」の概念に内包され、「結社の自由」の理念に裏づけされることにより、「労働組合権」が、本来的には、広範な適用を予定しているにもかかわらず、労働法典が「規約届出主義」を堅持しているために、「労働組合権」と「結社の自由」との間に齟齬をきたし、その間に「空隙」を現出させたことから、判例が、労働法典の「規約届出主義」の厳格性を緩和させつつ、労働法典により実定法上具体化されている「労働組合権」条項と、憲法でも確認された「結社の自由」規定との調和を図ろうとしたことから、一連の安定性を欠かざるをえない変転の過程が現出したのである⁽³⁸⁾。本稿の表現を用いれば、このような過程を通じて、判例は、「労働組合権」と「結社の自由」との接着を実現する役割を果たしてきたのであった。

(註)

- (1) Civ., 28 janvier 1954, J.C.P., 1954, II, 7978. 山口俊夫『概説フランス法上』(東京大学出版会, 1978) 390頁。浜村・前掲論文412頁以下参照。
- (2) note sous cet arrêt de Paul Durand, Droit social, N° 3, mars 1954, p. 162.
- (3) Marcel Waline, *Traité élémentaire de droit administratif*, cité sous conclusions de M. l'avocat général Lemoine, J.C.P., 1954, II, 7978.
- (4) 役員名未更新など届出不備の労働組合を「法外組合」と位置づけうるかどうか、微妙である。
- (5) Soc., 23 janvier 1990, Droit ouvrier, juin 1990, p. 213.
- (6) Soc., 17 avril 1991, Droit social, N° 6, juin 1991, p. 516.

- (7) Civ., 25 février 1965, Droit social, N° 9-10, septembre-octobre 1965, p. 508.
- (8) Soc., 27 mars 1968, J.C.P., 1968, II, 15607.
- (9) Crim., 10 juillet 1979, Bull. crim., 1979, N° 244, p. 658.
- (10) Soc., 19 novembre 1975, Bull. civ., 1975, V, N° 550, p. 466.
- (11) Crim., 18 octobre 1977, Droit social, N° 11, novembre 1978, p. 384.
- (12) Orléans, 28 avril 1986 et Crim., 28 juin 1988, Droit social, N° 4, avril 1989, p. 308.
- (13) L 412 - 18条。
- (14) Soc., 13 mars 1980, Bull. civ., 1980, V, N° 263, p. 199.
- (15) Soc., 22 juillet 1980, Bull. civ., 1980, V, N° 675, p. 500.
- (16) Soc., 21 janvier 1988, Bull. civ., 1988, V, N° 69, p. 47.
- (17) Soc., 7 mai 1987, Bull. civ., 1987, V, N° 293, p. 188.
- (18) Versailles, 31 mai 1985, D., 1985, IR., p. 422.
- (19) Soc., 21 juillet 1986, Bull. civ., 1986, V, N° 456, p. 346.
- (20) Soc., 11 juin 1987, Revue française des Affaires sociales, 1987, N° 4, p. 27.
- (21) Trib. gr. inst. Paris, 6 décembre 1969, J.C.P., 1971, II, 16643.
- (22) Paris, 4 décembre 1971, J.C.P., 1972, II, 17071.
- (23) Soc., 12 février 1970, Droit social, N° 5, mai 1970, p. 233.
- (24) Soc., 14 février 1973, Droit social, N° 6, juin 1973, p. 381.
- (25) Soc., 28 novembre 1973, 1^{re} espèce, Droit social, N° 7-8, juillet-août 1974, p. 341.
- (26) Soc., 8 juillet 1977, Bull. civ., 1977, V, N° 492, p. 392.
- (27) Soc., 22 juillet 1980, Bull. civ., 1980, V, N° 676, p. 501.
- (28) Soc., 7 juillet 1983, Droit social, N° 1, janvier 1984, p. 77.
- (29) Soc., 30 juin 1988, Droit social, N° 4, avril 1989, p. 309.
- (30) Soc., 27 juin 1990, Liaisons sociales, Jurisprudence, N° 6448 du 12 novembre 1990, p. 7.

(31) *observation sous Soc., 14 février 1973, précité.*

(32) 1982年10月28日法は、以下のような文言の修正を加えた。

「各代表的労働組合は、企業内に、組合支部を設立することを決定することができる。」（新L 412 - 6条：下線部を追加）

「組合支部を設立する各代表的労働組合は、組合代表を任命する。」（新L 412 - 11条：旧規定では、下線部「設立したる」の表現）

浜村・前掲論文409頁以下が、この修正経過について詳しいが、本稿の分析とは結論を異にするところもある。

(33) 本稿第2章(3) <24>において、労働法典が「非届出労働組合」（「非営利法人としての労働組合」）を想定した規定は、本稿指摘の他には皆無である旨述べたが、ここに、訂正する。すなわち、企業委員会委員選挙の第二次投票においては、「労働組合組織」以外の団体も推薦名簿を提出できる（L 433 - 10条）から、「非届出労働組合」あるいは「1901年法団体」も、推薦団体となることができるからである（Soc., 19 juillet 1983, Droit social, N° 1, janvier 1984, p. 87.）。